

平成20年(ワ)第1896号移送決定に対する抗告事件（原審・横浜地方裁判所川崎支部平成20年(ワ)第94号，本案事件・同庁平成18年(ワ)第346号）

決 定

抗 告 人
同代表者代表取締役

株式会社アニマルメディカルセンター
渡 邊 泰 章

抗 告 人

土 屋 薫

抗 告 人

中 村 睦

相 手 方

堀 桂 子

主 文

本件抗告をいずれも棄却する。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由等

- 1 本件抗告の趣旨は、「原決定を取り消す。相手方の移送申立てを却下する。」との裁判を求めるものであり、抗告の理由は、別紙「抗告理由書」（写し）に記載のとおりである。

2 本件は、相手方（本案事件原告）が横浜地方裁判所川崎支部に訴えを提起した本案事件について、民事訴訟法17条により東京地方裁判所へ移送するよう申し立てた（以下「本件移送申立て」という。）のに対し、原裁判所が平成20年11月12日付けで本件移送申立てを認容する決定（原決定）をしたので、抗告人ら（本案事件被告ら）が原決定を不服として即時抗告をした事案である。

第2 当裁判所の判断

1 当裁判所も、相手方の本件移送申立てを認容して本案事件を民事訴訟法17条により東京地方裁判所へ移送するのが相当であると判断する。その理由は、下記のとおり付加、訂正するほかは、原決定の「理由」欄の「第2 裁判所の判断」の1ないし3に記載（原決定2頁6行目から9頁3行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原決定4頁5行目の「同裁判所」の後に「(民事第35部・医療集中部)」を加える。
- (2) 原決定5頁6行目の「第11回弁論準備手続期日」を「第12回弁論準備手続期日」に改める。
- (3) 原決定8頁20頁から21頁にかけての「別訴が提起されるに至ったものの、」を「東京地方裁判所に別訴が提起されるに至ったものであって、平成17年8月18日から同月23日までに行われたポン太の治療行為の契約主体について、相手方らにおいて、当初から、事実上即して東京動物夜間病院の開設者が有限会社キャッツエー・エム・シーであることを明らかにしておれば、申立人においても、本訴提起後のもっと早い段階で、東京地方裁判所に被告を有限会社キャッツエー・エム・シーとする別訴を提起するとともに関連する本訴について同裁判所への移送の申立てをすることができ、そうすれば、その段階で、本訴が民事訴訟法17条により医療専門部あるいは医療集中部を有する東京地方裁判所へ移送されていた可能

性が高かったものということができ、また、」に改める。

(4) 原決定9頁1行目から3行目までを次のとおり改める。

「(3) 以上の検討によれば、本訴を民事訴訟法17条の「訴訟の著しい遅滞を避け」るために東京地方裁判所に移送する必要があるとまではただちに認めることができないとしても、少なくとも、本訴を同条の「当事者間の衡平を図るため」に東京地方裁判所に移送する必要があると認めるのが相当である。」

2 抗告人らが「抗告理由書」において指摘する点を踏まえて検討しても、上記の判断は変わらない。

3 よって、相手方の本件移送中立てを認容した原決定は結論において相当であり、本件抗告はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおりに決定する。

平成21年1月23日

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 原 田 敏 章

裁判官 氣 賀 澤 耕 一

裁判官 加 藤 謙 一

—